第４期大阪市地域福祉基本計画（素案）の概要について

資料２－１

【第４期計画（素案）の構成】

第１章　計画の考え方
- ●計画策定の背景と趣旨
- ●計画の位置づけ
- ●計画期間
- ●圏域の考え方
- ●計画の推進・評価の体制

第２章　地域福祉を取り巻く現状
- ●統計データ等から見る大阪市の現状
- ●地域福祉にかかる法・制度の動向
- ●各区の取組状況

第３章　基本理念と基本目標
- ●計画の体系
- ●基本理念

だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり

- ●基本理念の考え方
- ●社会とのつながりを作るための参加支援
- ●基本目標１

気にかける・つながる・支え合う地域づくり

- ●基本目標２

だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

第４章　基本目標の達成に向けた具体的な取組

施策の方向性（基本目標１）
1　住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実
2　地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進
3　災害時等に備えた要援護者への支援

【重点的な取組】地域福祉活動への参加促進、地域における見守りネットワークの強化

施策の方向性（基本目標２）
1　相談支援体制の充実
2　権利擁護支援体制の強化
3　福祉人材の育成・確保

【重点的な取組】複合的な課題等を抱えた人への支援体制の充実、虐待防止に向けた地域連携の推進、成年後見制度の利用促進、福祉人材の確保・育成・定着、福祉職員の育成・専門性の向上

取組に対する推進・評価
- ●計画の推進・評価の体制
- ●計画の指標
- ●第３期計画「各区に共通する課題等への重点的な取組」の進捗状況

【第４期計画（素案）のポイント】

1　計画期間

大阪市地域福祉基本計画は、各分野別計画を横断につなぎ、中長期的な視点に立った施策の推進が必要であることから、第４期計画の期間は2027（令和９）年度から2032（令和14）年度までの６か年とする（第１章　P10）

2　社会福祉法等の改正を反映

法・制度改正等を踏まえ、次の点を変更・追加

- **●頼れる身寄りがいない高齢者等への支援体制の充実（第２章　P26～27）**
  - ・社会福祉法等改正を踏まえ、新たに項目を作成し、国の動向及び大阪市の方針を記載
- **●成年後見制度の利用の促進（第２章　P28～30、第４章 P93～99）**
  - ・民法改正を踏まえ、国の動向及び大阪市の方針、現状と課題等を変更
- **●防災との連携（第２章　P34、第４章　P75～79）**
  - ・災害対策基本法、社会福祉法等の改正を踏まえ、国の動向を追加
  - ・本市施策の方向性・主な取組として、災害に備えた、平時からの連携体制の整備等を追加
- **●孤独・孤立対策について（第２章　P34～35）**
  - ・孤独・孤立対策推進法に基づく重点計画を踏まえ、大阪市の方針を追記

3　記載内容の整理

- **●第２章　1　統計データ等から見る大阪市の現状(P14～20)**
  - ・データからみえる傾向に対する対応について関連ページを追加
- **●第２章　2　地域福祉にかかる法・制度の動向(P21～36)**
  - ・「（１）地域共生社会の実現」について、国の動向の記載を簡潔化し、大阪市の方針を充実
  - ・「（４）生活困窮者への支援」の項目を「地域共生社会の実現」から独立した項目として整理
- **●第２章　3　各区の取組状況(P37～45)**
  - ・各区の取組状況に関する記載内容を充実
- **●第３章　3　基本理念の考え方（P48～P51）**
  - ・「４　社会とのつながりを作るための参加支援」を新たに項目として追加
- **●第４章 第１ 基本目標１　1（２）重点的な取組 地域福祉活動への参加促進 ア(P59)**
  - ・項目「地域福祉活動をはじめるきっかけとなる情報発信」を「地域福祉活動をはじめるきっかけづくり」へ変更し、記載内容を充実
- **●第４章　第１　基本目標２　3（１）重点的な取組　福祉人材の確保・育成・定着 ア (P102～105)**
  - ・大阪府が設置する人材確保のための協議会との連携等を追加